

令和8年8月1日

シルバー人材センター

ご利用の事業者（企業・各種法人）の皆さまへ

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

「利用契約方式」への移行について（お知らせ）

令和9年4月1日から

シルバー人材センターご利用の事業者（企業・各種法人）の皆様には、日頃より当センターにご用命を賜り、誠にありがとうございます。

当センターでは、令和9年4月1日より、事業者様からご用命をいただきます業務の契約方法につきまして、従来の請負・委任方式から、「利用契約方式」に移行しますので、お知らせいたしますとともに、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、このお知らせは、令和7年度にご用命いただきました事業者様にご案内しております。

<経過のご説明>

～フリーランス法の施行を受け、厚生労働省の方針により、契約方法を見直し～

令和6年11月1日に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」といいます。）が施行されました。シルバー会員は、個人事業主であり、このフリーランスに該当することから、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法を見直すよう方針が示されました。当センターでは、これを受け、事業者様とのご契約につきまして、令和9年4月1日から、これまでのセンターとの請負・委任契約方式を改め、事業者様・シルバー会員・センターの3者による「利用契約方式」に移行することとしました。

ポイントはこちら ↓

3者による「利用契約方式」では、事業者様とセンターが利用契約を締結することで、事業者様が、業務に従事するシルバー会員に対してフリーランス法の適用を受けることとなるほか、下記の点にご留意いただくこととなります。なお、これまでどおりセンターが業務をお受けし、シルバー会員がその業務を行う手続き等に変更はありません。また、お支払い方法等も変更はありませんので、安心してご用命ください。

① <フリーランス法の適用について、ご留意いただきたいこと>

フリーランス法では、今回、利用契約方式に移行することにより、発注者である事業者様に次のような禁止事項や配慮義務等の規制がかかりますのでご留意ください。

- ① 業務終了日から60日の期間内に支払期日を定め、報酬を支払わなければなりません。
- ② 業務を中途解除する場合は、その30日前までに予告しなければなりません。
- ③ その他、成果物の不当な受領拒否や返品、不当な報酬の減額などはできません。
- ④ 業務の内容、報酬の額、支払期日などの就業条件の事前明示が義務付けされます。 ほか（シルバー会員への事前明示は、発注者様と調整の上、センターが会員に対して行います。）

② <インボイスに対応した適格請求書の発行ができなくなります>

「利用契約方式」による業務において、会員へ支払う報酬（配分金、材料費など）については、会員が課税事業者ではないため、インボイスに対応した発注者様への適格請求書の発行ができなくなりますので、ご理解をお願いします。なお、センターがお受けしますセンター業務委託料（事務費、センター材料費など）のご請求については、適格請求書を発行いたします。

利用契約方式の概要は、次のとおりです。

<発注者・会員・センターの3者による「利用契約方式」の概要>

